井上毅の思想的性格

梅溪

昇

社会の進展方向を十分に把握したものではなかつたことをも論述した。 て儒教思想を維持し、ひいて勅語の起草におよんだことを具体的に立証し、さらにかれが明治国家の立憲制的側面の発展ないし市民 重・維持せんとした事実およびその意義を明かにして、元田永孚の思想との対比を試みた。またかれが憲法との密接な関連性におい 至つて大阪の田中良雄氏所蔵の書翰がそれに該当することが明確になつたのを機会に、 当該資料を紹介して、 されなかつた。これに関するものとして私は以前から井上毅文書中の「儒教ヲ存ス」と題した長文の草稿に注目していたが、最近に かにする上で重要である。従来かれの思想構造を直接に示す資料や明治憲法と教育勅語との成立を統一的に理解する上の資料は見出 これらの問題は明治憲法体制(明治憲法)とそれを支える天皇制国家観(教育勅語)とが相互補完的に成立してくる歴史的事情を明 にどのような思想をもつてこれらの起草にあたつたであろうか。一体、 明治憲法および教育勅語の主たる草案起草者たる井上毅は、通常、絶対主義政治家として理解されているが、かれは具体的 かれの思想の体系ないし構造はどのようなものであつた 井上が儒教思想を尊

| 序説---問題の所在

憲法・教育勅語の性格および両者の関連性を論ずるに当つて、きわめ者であつた。このためにかれの思想的性格如何ということは、明治とによつて、明治国家における根本的な法および道徳の重要な形成とによつな、明治憲法および教育勅語の成立に重大な寄与をなしたこ

具現しようと意図したのに反して、井上は「近代的立憲主義(勿論博士が元田永孚との対比において論ぜられている。そこでは元田が特士が元田永孚との対比において論ぜられている。そこでは元田が教産業社会を地盤とする近代思潮に対し、掉尾の抑制作用を演」じ、教産業社会を地盤とする近代思潮に対し、掉尾の抑制作用を演」じ、表産業社会を地盤とする近代思潮に対し、様々の抑制作用を演」じ、電景のでは、音で家永三郎の思想的性格については、音で家永三郎の

法等の社会道徳・国家道徳に一層の重きを置」くものとなり、また 婦の私的人倫道徳を強調するにとどまらず、 成功した。その結果、 「憲法の重要性は厳然と宣明され」「国憲ヲ重」んずることによつ 元田の意図を「骨抜き」にし、 勅語の性格は かつ「内からの切りくづし」に 「儒教の君臣・父子・兄弟 公益 ・世務 ・国憲 ・夫

国

大きな制限をもつているが)」の立場に立つて、

勅語の成立に参加

則 たる西洋文化排斥と儒教尊重とを勅語の文章に盛ることが、この鉄 以下七項目にわたる勅語起草の基本原則のもとでは、 は井上の山県有朋宛書翰 重することを意味」するものとなつたと理解されている。 て「国憲(すなわち帝国憲法を指す)中に含まれる信教の自由を導 「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従へハ君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」 (勅語起草の基本原則を指す―筆者註)により固く排除せられる (明治二三年六月二〇日付) に見える、 「元田の念願 また博士

るものがあつたかが、さらに井上において「儒教尊重」 抱かしめるものがある。 容的なへだたりがあり、 のは当然である」とされている。 義」ないし「西洋文化排斥と儒教尊重」をよく超克したかの印象を これらの理解の仕方においては、 と同一ではないにしても、 また元田を超えたとすればどのように超え もとより井上の思想的性格は元田の「封建 井上が元田の 元田のそれとどれだけの内 一對 建的儒教 はいかに取 主

> はここにある 深く付記された「勿論大きな制限をもつてはいるが」という表現そ 井上の思想的性格を「近代的立憲主義」と規定されるさいに、 扱われたかがなお充分考究されなければならない。すなわち博士が のものがもつ具体的内容が明かにされる必要がある。 第一の問題点

つぎに、博士が当該論文で示された明治憲法と教育勅

語との異

渙発せられた」と性格付けられている。これに対して明治憲法は、 かれつつ」も「かかる反動的立場を脱した一層普遍的な訓言として 理解したものではなく、もともと勅語は「儒教的西洋排斥思潮に導 のみに目をうばはれ」たもので、 のと考える見解は「井上哲次郎の如く、 ト教の排斥を行ふ思想家」が出たために、「渙発後の影響利用の迹 た性格付けの問題がある。すなわち、 勅語本来の思想史的由来を正しく 勅語をもつて保守反動的なも この勅語を利用してキリス

ものとされている。 するに憲法の保守反動性が濃厚であるのに対して、 るものであつたとすれば、今日通常とられている見解、 「信教の自由の尊重と矛盾しない」ような普遍性をもつ このように両者の性格が成立当初において相異 勅語はかかる性 すなわち教

両者についての表現に若干のニュアンスの相異が感ぜられるが、

色彩を豊かに帯びて(中略)制定せられた」とされる。

物語と憲法、

「自由民権の思潮に導かれつつ、実はこれを抑止するに足る保守的

格を脱し、

た」――こそ妥当するが、両者の成立の当時における相互の内容的の 過程において――「屢々保守反動の具に供せられるの非運に陥つ育勅語は明治憲法体制の観念的支柱であつたとする見解は勅語の普

関係には当嵌らないことになる。果して両者の成立に必然的・性格

立したか否かという問題については、観念的・論理的にはともかくる。しかしながら、教育勅語が明治憲法と緊密な関連性をもつて成る。しかしながら、教育勅語が明治憲法と緊密な関連性をもつて成のでのである。しかしながら、教育勅語も亦廃止され、 運命をと的関連性が存在しなかつたのであろうか。しかし、明治憲法が敗戦

る。とのように考えていたかを検討することが重要な課題となるのであ上数がどのような思想をもつていたか、また憲法と勅語との関係を上れら二つの問題を明かにするためには、最初に述べたように井

明かにすることが第二の問題点である。

として、従来歴史的・具体的に十分解明されてはいない。この点を

思う。

に関する資料として私は以前から井上縠文書(現在は国学院大学意)上での重要な資料はこれまで見出されてはいなかつた。これらの点系ないし構造を示す資料や憲法と勅語との成立を統一的に理解する法制定史の研究において見出されている。しかし、かれの思想の体法制定史の研究において見出されている。しかし、かれの思想の体

井上毅の憲法に関する思想や理解を示す資料は、いくたの明治憲

ていたかを明かにし、上に述べた課題についての考察に及びたいと育動語の起草ならびに両者の関係について、どのような考えを有したなつた。そこでこの資料を紹介して若干の解説を試み、つぎに当を育すがある構造がどのようなものであつたかを説明し、さらに二・その思想の構造がどのようなものであつたかを説明し、さらに二・を存す」)がそれに該当することが判明し、年代・性質などが明確を存す」)がそれに該当することが判明し、年代・性質などが明確

| 「儒教を存す」の資料的解説

意義をもつものであると考えるので、田中良雄氏所蔵書翰に拠つて上に述べた如く、井上毅の「儒教ヲ存ス」は極めて重要な歴史的

儒教を存す

長文をいとわず、まずこれを掲げることにする。

井上 毅

開け、首として神傑を生す。共建国尤古きもの、東にして支那、を負ひ海に臨み、寒暖中を得るの地、人物先蕃息す。従て人文先六合を通観するに、距今大数四千年前、洪荒の世とす。其中、山

蔵の井上毅の池辺義象宛書翰(明治十九年九月二十八日付、「儒教

政官十行罫紙を使用)に注目していたが、最近大阪の田中良雄氏所

のうちにある「儒教ヲ存ス」と題した、かなり長文の自筆草稿(太

なり。

を務めて、鬼神を遠さく、大抵千古不朽の言たり。

是其長する所

民義

右長短の論とす。更に又盛衰の論あり。支那の衰態は、誠

に至て、其大成を集め、其道自然に本き、人為を仮らす、平常に

然るに倫理名教の事に至らは、歴代相伝へ、孔丘孟軻

して、隠怪ならす。性情を論して、万物我れに備はるとし、

夏殷周に伝へ、文華を逐て、実用を失ひ、日新の功なし。

是其短

其俗

欧羅

き所なり。

巴全国に被むるに至れり。支那の百科、唐虞の時に著ると雖とも、 り、一は孟瑟の猶太となり、其後敗衍して、邪蘇教となり、 神怪を貴み、未来輪廻の説を唱へ、其支派、一を印度婆羅門とな 械技術の精巧なる事、支那の髣髴する所にあらす。然るに、 天地の大数なり。阨日多より希臘に伝へ、其天文地理数学百工器 東西に並立ち、各方開化の祖たり。然るに、物の一長一短あるは、 西にして阮日多とす。当時支那の開化、洋人称して世界の最先と

其二典の書を、宇内無雙の古書たりと云ふ。抑支那阮日多、

学者盛年の精神、 癖となり、 第一の弱国たり。其由る所を尋るに、畢竟後世儒教変して、 に論するに足らす。二千年前、宇内第一の強大国、二千年後宇内 三礼は繁砕曲抅、必す盛世の遺物にあらす。象爻は、 其書、 陳編に沈み、 幸経、 書の古文、易の十翼を始として、 切之を虚文に用る、徒に人を愚にするに足る 詞章に泥み、科学を知らす、 識緯の類、 偽托甚多く、 実業を忘れ 文字

> 聖書なるものを読み、耶蘇伝を一閲するに及んて、始て其浅近に 分の八は、其紀元を率す。是果して儒教に勝る者あるか。 人の耳目を迷はしむるに足る、耶蘇教の行はるる二千年、 Ļ 明に躋し、政体公平にして、唐虞の為むとして未能はさる所をな 物産の精き、能く民生を厚し、民用を利し、富て而して教あり。 と云へり。虚言に非さるべし。西洋、希臘以来、今日に至て器械 清の太宗の、明人に書を与へて、中国の弱きは、皆爾等文人の罪 さるもの、儒者以て治道の本とす。其泥古無識なる大抵此類す。 玉とす。古書に井田を説く。是其説ありと雖とも、其実行へから 手に成る、後世伝奇小説の類なるのみ。然るに儒教相伝へて、金 決して文王周公の作にあらす。左伝、神怪不経、恐くは占卜家の して取るに足らさるを知る。是稍知見あるもの、一目瞭然たるべ に耶蘇教の論、深遠にして、人を感するに足ると思へり。 の比ふへきにあらす。是雙方盛衰の跡なり。 加ふるに、其人、勉励苦思に堪へ、百科の学術、世治を扶けて文 語耶蘇の淵源は、 富強の実、仁寿の術、開闢以来の盛なるを極め、決して三代 猶太に在り。 猶太は阨目多に出 抑 々盛衰の跡、 宇内十 其所謂 阨日多 間

幾むと独

猶太

歩の卓見と云ふへし。是乃ち猶太耶蘇嘱哈黙三教の祖なり。

高上の者ありて、

独

真神、

人始て霊魂不死、輪廻再生、

天堂地獄死後の賞問を論し、 無始無終を説くに至ては、

又一種

化を忠となし、教に死するを栄とす。灌油自ら盟ひ、動もすれは 出て、尤も人心を帰一せしむるに足る。然るに君長を仮尊として、 界は疑ひ易し。鬼神に諛ふて、冥福を祈るは、人情の常なり。姦 天神を真父とし、現世の政令を外視して、冥府の賞罰を仰く、勧 り。古史の載する所、万国皆然り。 雄機に投して迷を誘く洪荒の時、 けて人を迷すに外ならす。凡造化の事は、明め難くして、幽冥の に孟瑟の上に出つ。然るに其説亦天神を仮托し、自神子と称し、 猛決、自信して疑はす、兵力を仮らすして、一世を風動する、遙 後数百年、共徒已に衰て、耶蘇孟瑟の讖に応し、猶太の近地に生 阪日多教を潤色して、一層怪誕を加ふるのみ。佗の発明なし。其 ふに過さるのみ。仮令果して勧善懲悪の意に出るも、全く許を設 一生の言行、一の私怪ならさるはなし。 密法幻術を行ひ、未来の賞罰を転して、更に現世の神通を示す。 れ、夙に其説に湛み、又其弊習を矯め、更に一機軸を出し、勇往 むるの謀を成すに過きす。阨日多を云ふ事を忌むと雖とも、実は て、神怪を仮りて、 を説き洪水を説き、 以て其阨日多を離れ、故土に帰り、 亜貌刺呷の神約を説て、大低一部の讖書にし 草怪木妖、皆能く人心を惑はせ 独一真神の説は、人の意表に 亦阨日多猶太の余燼を拾 敵地を略

なれは、儒教も亦必す尽ささる所あり。但し従令幾千年後、聖人 仮る者、 教を以て正大第一とす。 教一致、官府の外に僧府なし。 間に居り、専ら教柄を握る。 神怪なく一点の禍胎なし。真に手古の卓見と云ふへし。且つ阨日 多以来、印度欧羅巴皆所謂僧族なるもの有て、出家離族、天人の 代も、占卜を以て政事に用ゐたり。孔孟に至て、始て鬼神を遠け を仮り、人民を誘ふもの、流伝する事、必す易し。而して其害は 奪ひたり。是蓋し神教の通患、 **羨むに至る。其後、** て、民義を務め、生を知て死を知らす、其言布帛菽栗、一適もの 血を流すに至る。夫の支那の古も、 し、専ら教旨を以て兵を用ゆるの機械とし、東西二万余里を侵し 者も、 亦識眼なく、 比ふへきにあらす。 国中世の大乱、大低皆教旨の禍、其惨酷なる事、実に洪水猛獣の 皆人を殺す事幾千万、其他、羅馬法王の專載裁、僧門の横暴、各 政府に抵抗す。洋史の歳する所、十字軍の戦、新旧三十年の争、 一は神明を仮らさるもの、夫れ天下の道理は窮なきもの 嗎哈黙亜刺伯に起り、又孟瑟耶蘇の説を祖と 却て其説の猛なるに酔ふて、其流伝の広きを 洋史回護して、明に乱理を推し本けす、読む 大要字内の教、二派あり。 是神姦の淵磁なり。 余字内の書を読て、 独り耶蘇のみにあらす。凡そ神明 鬼神の説盛に行はれ、唐虞三 儒教にては、政 一は、 断然として儒 神明を

なるもの世に出る事ありて、漢にあらす、洋にあらす、自然に原

せられて、

阨日多に在り。

孟瑟に至りて、

旧約全書を著し、開闢

の教祖孟瑟なるものは、

非常の姦雄なり。始め猶太一族、俘囚に

学庸論孟の書を以て、令典著し、学校普通の教として、以て百世 m み を以て父とし、 世の準的なり。 道に本つき物我を忘れ、 為に笑はれむのみ。 するか如きは、其意善しと雖とも、 下の人心を快活ならしむる事あらむ敷、今或儒教の平常なるを厭 大豪傑あり。 無神の説を立るものあるに至る。我又思ふ、従令幾千年後、一 の心思教旨の為に束縛せられ、天然の自由を失ふ事を慨き、終に 稍盛に、間豪傑ありて、異常の説を唱へ、教門の非を駁撃し、人 り。本希臘に出て、中比教門と合し、千七百年代の始より、其流 是亦怪むに足らす。 後数百年間、儒教は、必破滅して、絶へさる事綫の如きに至らむ は一瞬間なり。 2 治具、民法、農工、百般は、之を西洋に取り、支那の衰風を 一種世に適ふの神教を造作して、以て民信を帰一せしめむと 又倫理名教の事に至ては、 彼此長短、 儒教を以て師とし、 仰き願くは、 耶蘇教の盛なる、未た止む期あらす。我思ふ、今 抑西洋にヒロソープと称する一種の理学者あ 恭て惟ふに、我前王、人に取て善をなし、公 詢治于有識、求道于六経二句学多天真に万 盛衰の外に高歩し、千古の迷を破て、天 今日に在りて、 断然天下に布き示し、 二典馬貢無逸頤風大雅諸篇、 **千**載の後に、ヒ 広く万国の長短を鑑 ш ソーフ家 古典国籍 の Ď

略義理を教ふへし。

の後、 論定るを待ち給はむ事を。

きて、

是固より一時の盛衰を以て論し難し。天地の大数を云へは、千年

教を立てなは、必す其神明を仮らさるものに因るなるへし。

ゆべし。 して、 の繁多なるものを除くべし。 を存し、 存して、読むものをして玩味せしむ、是れと同一なり。 如きに至ては、其訳すへからさるを以て、間羅甸希臘の原語 其精神を伝ふるに足らす。 翻訳して世に行はむとするあり。 勝りて明瞭なり。 世に孟軻を撃つものあり。然るに孟軻の性情の論するは孔子に「ビ・」 に見へたり。其詳なる事は略之。或は経義の読み難きを以て、 国文を以て、 漢字漢語を存し、 経義に至ては、一字千金の味あり。 又西洋自主権利貴賤平均の説は、始て其書中 平易の小学書を作り、 西洋羅甸の例の如し。其他詩文百家 洋書中にてマキシム者デウィス強 又農工の子の為には、経義を斟酌 抑其他の漢書は、皆訳して用 普通初歩の書とし、 之を語訳するも、 今経義 0

九年(一八八六)九月二八日付をもつて井上毅から池辺義象宛に差 町有斐学校、 九・二八)がある。これによつてすでに述べた如く、右書翰は明治 右書翰の入つた封筒には 池辺君宛」と書き記され、 「糀町七丁目二十井上毅」、 麹町郵便局の消印 「本郷西片 二九

出されたものであることが判明する。 池辺義象は文久元年(一八六四)熊本藩士池辺軍次の二男に生れ 111

宮内省図書寮・第一高等学校・女子高等師範学校に奉職、また帝室宮内省図書寮・第一高等学校・女子高等師範学校に奉職、また帝室の内省図書寮・第一二年(一九二三)六○歳で歿した。その間、小中村清矩の養子となり(明治三○年池辺に復姓)、明治一九年同科を卒業した。明治二○年には『国学和歌改良論』を出して明治の科を卒業した。明治二○年には『国学和歌改良論』を出して明治の科を卒業した。明治二○年には『国学和歌改良論』を出して明治の本を報告を表表を表表して、「一九二三」、「○歳で歿した。その間、「「日本のでは、「日本の

参事院御用掛兼勤(一七年六月免)、明治一六年四月宮内省御用掛九)いらいのことで、清矩は明治一五年二月東京大学教授、同七月している。一方、小中村清矩と井上との交渉は明治一二年(一八七おり、井上は池辺に対して歴史・法制の学に専念すべきことを説論講習科在学中、小中村の姓を称するようになつたころから始まつて書き添えた跋文によると、明治一八年(一八八五)池辺が未だ古典書き添えた跋文によると、明治一八年(一八八五)池辺が未だ古典書き添えた跋文によると、明治一八年(一八八五)池辺が未だ古典書

臨時帝室編修官などを歴任した。

池辺と井上との交渉は、井上の遺稿集『梧陰存稿』巻二に池辺が

博物館歴史部員・史料編纂委員・京都帝国大学講師・御歌所寄人・

兼勤

この間憲法制定のための調査に腐心しつつあつた井上

(明治

一四年

「しろしめす」は「正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ大御業」

(同年一二月免)、同一七年六月制度取調局御用掛兼勤となり、

○月三日任参事院議官、同一七年八月二七日任宮内省図書寮図書

草案を携えて旅行するさいにも同行した。池辺は大宝令などの調査すると、直ちに図書寮属官として図書頭井上に用いられ、その秘書官ともいうべき地位におかれた。池辺は井上から憲法および皇室典官ともいうべき地位におかれた。池辺は井上から憲法および皇室典官ともいうべき地位におかれた。池辺は井上から憲法および皇室典のであろう。こうした関係で池辺は明治一九年夏古典講習科を卒業のであろう。こうした関係で池辺は明治一九年夏古典講習科を卒業

対上の自宅にこもつてその監督下にあり、対上が推摩のために憲法 草案を携えて旅行するさいにも同行した。池辺は大宝令などの調査 草案を携えて旅行するさいにも同行した。池辺は大宝令などの調査 を行つて井上の活動を援助したが、もつとも注目すべきものは「し とである。当時、井上のもつとも努力を傾注した点は日本の国 体の特殊性を明確にし、天皇統治の正当性と永遠性とを開明ならし 体の特殊性を明確にし、天皇統治の正当性と永遠性とを開明ならし なことであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示めることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示めることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示めることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示めることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示めることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示めることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示した。 はく」は「領す」(occupy)を意味し、「土豪の所作にして土地人民 を我か私産として取入れたる大国主神のしわざ」であるに対して、

があつた。このように井上は小中村清矩と密接な関係にあつたから、

頭)のためにわが国古代法制に関する知識を提供し援助するところ

池辺が清矩の養子となるにおよんで、とくにその勉学を激励したも

密接なものがあつた。

井上から「儒教を存す」が池辺(小中村義象)

のであろう。

定史上ロエスレルの役割とは対蹠的であるにしても忘却できないも うな井上の認識を形成する端緒をなした点で、池辺の存在は憲法制

以上述べた如く、井上は池辺を深く信頼し、両者の関係は極めて

より中学校用和文教科書編纂委員を命ぜられた。明治一九年(一八年三月法科大学教授・同四月文科大学教授に転任となる)は文部省

に送られた明治一九年九月には、養父小中村清矩(これより先、同

徳なり。 は誰人も否み得さる」わが国独自の「国家形態」であつた。このよ 千五百年来の歴史上の結果に証するも他の国と全く雲泥の違ひある の明文(いわゆる建国の神勅をさす―筆者註)幷に事実にして又二 上にとつて「国体」とは単なる「国家形態」staatsform ではなく、 は明治憲法の基本的性格を論ずる場合に看過できないところで、井 かかれは御国の国家成立の原理は君民の約束にあらすして、一の君 もて天か下の民草をしろしめすといふ意義より成立たるものなり。 はしている。そして「御国の天日嗣の大御業の源は皇祖の御心の鏡 であり、 「歴史的国体」historische staatsform であり、「誣ふべからざる 一に説くへき定論にこそあるなれ」とまで井上は強調した。この点 国家の始は君徳に基つくといふ一句は日本国家学の開巻第 日本の「肇国の原理は国知らすということ」であると井上 をつづけて、 八六)

森文相が暗殺された後、井上は故森文相の教育主義を弁明し、その 書は実は井上毅が「相談に与て森子の為に起草した」ものであつた。 有礼教育意見書」を認め、その主義を明かにした。しかしこの意見 方針を国家主義ないし国体主義におき、翌明治二○年いわゆる「森 いわれている。また当時、森文相は徳育の混乱を是正するため教育 文教政策の「改革中最も意を用いたのは教科書の制度であつた」と われるようになつた注目すべき年であり、初代文相森有礼の一連の · 意見書の主意は概略を申せは国体教育の主義である」と述べ、語 はわが国の教科書の歴史の上では検定制度(五月制定)

が

から是は御国に於て採るへきことてない。御国の教育の結果をし 旨があつて少年の精神を確むる故に其結果を得て居るか、併しな 育も今日の世の中に於ては其儘に用ひられない。又欧羅巴には宗 は甚困難の事業である。支那の二千年前に行はれたる所の周の教 し、一の重点に帰向せしむることか最重要なることてある。此事 云ふことに止まらない。一般国民の心を確め精神上の方向を指示 抑々教育と云ふことは教科書の材料を並へて事物を知らすると

外てない。即ち御国の国体、万世一系の一事である。此一事より・ 国には万国に類ない所の優美なる国産かある。そは何そといふに て人心帰一ならしむること最困難を感することなり。幸にして我

113 (441)

以て教の基礎にすることか教育上第一の主義とすへきことてある。 比類のないことて、御国に限つて難有国体である。此国の成立を 祖先より子孫の末に至るまて、千代に八千代に御国の国土のあら 外に教育の基とすへきものはない。御国の人民たるものは、 ん限、万世一系の天子に侍つき奉て居るといふことは実に各国に 遠ひ

之を楽て他に依るへきものはないといふか森子の第一の意見てあ

った。

て、教育面において「国体」を具体化すべく強い関心をもち、森文 り、井上が明治憲法・皇室典範の起草が次第に完成に近づくにつれ てはいるが、むしろ自己の教育主義を闡明したものと見るべきであ と述べている。この井上の弁明は森文相の教育主義として述べられ

否かは今後の検討に俟つべきであるが、おそらく池辺は中学校用和® ので、此の書は広く行はるるに至らなかつた」といわれる。ここに 修身教科書を公にしたが、其の後間もなく教育勅語が発布になつた 森子は修身書の事にも熱中し、自ら某々二氏を指図して不偏不党の 部省の編輯局を改革して伊沢修二氏を局長とし、文部省に於て自ら うことができよう。森文相は上述の如く教科書制度に留意し、「文 察される。これは井上と来るべき教育勅語との関係を予告すると言 相の背後にあつて国体主義教育の確立に努力を傾けていたことが推 いう「某々二氏」が小中村清矩および池辺 (小中村) 義象を指すか

> る。井上は森文相の修身書編纂に関しても背後で画策したと推察さ 委員となり小学校用の和文教科書の編纂に従事していたと考えられ 文教科書編纂委員に任命された養父を助けたか、あるいはみずから れ、徳育に関する自己の所信と教科書編纂の基調を池辺に伝達した

Ξ 「儒教を存す」に見える井上毅の思想

ものが上掲の書翰「儒教を存す」であつたと考えられる。

書翰において「儒教を存す」と題せしめたものである。 之跡 |論 ⇒之乎哉、作 □世道論 | 」と結んでいるが、このかれの思想が 道論」と大同小異で、この「世道論」のうちに井上の思想は集約さ 閉したものが 当該書翰の 全貌であるが、 その 冒頭部分は 殆んど 「世 某大人論宋学書」「非易」「康凞秕政」「嗎哈黙伝」などに見られ **史的背景を述べたが、当該書翰に叙べられている見解は、いずれも** は跋文を伴い、 宙之書 | 其於 | 形而上 | 者蓋以 | 儒教 | 為 | 正大 | 焉、而是豈 可 | 以 | 盛 衰 れていると云つてよい。「世道論」において井上は「余平心以読』字 るものである。これらの諸論文を綜合して自家の思想を統一的に展 かれの『梧陰存稿』巻二に収められた、「世道論」「孟軻論」「与 以下の諸論の成稿年月が不詳であるにかかわらず、この「世道論 さて以上において「儒教を存す」が起草・送付されるに至つた歴 「光緒十一年乙酉七月呉大徴」と記されている。こ 「盂軻論

不、精、 場を固守し、 僧府なし」と述べている点が注目される。 教主義という点において井上と元田とは道徳思想的に共通性を有し、 て正大第一」とするとともに、 格が儒教主義にあつたことが明瞭である。 史に鏡みて、わが国も兵備の充実を必要とし、その根底に文教すな と教育との関係を重視したことは、 ことによるものであることを示すものではあるまいか。 わち教育の重要性を考え、 指すとも考えられ、 一篇を要約したものであると同時に、「文臣」とは井上毅その人を 帰ル功於』孔氏」云々」とあることである。この文はよく「世道論」 生不,知、兵哉、 衰之故+、而大旨帰」於+求॥実是、不+務॥空譚。此万古不易之理、 五千年、縦横数万里、非中博『覧群籍』洞』観世変も、不」足中以識』治乱與 さて「儒教を存す」の存在によつて井上の思想の重要な第一の性 文臣不、能、辞"其咎、発憤為、雄、 政教一致を唱えたことは周知の通りである。従つて儒 更非利加四大洲之所、同也、武備以i文教,為,本、 遍覧"猶太埃及之書、然後知"各教之深深、布布菽栗、 かれがこの論をなすに至つたのは各国盛衰の歴 儒教をもつて 国民思想を統一 せんとした 「儒教にては政教一致、 かつて指摘した通りである。@ 何図不」遂、豈可」委』之書 しかもかれが「儒教を以 元田永孚が儒教主義の立 官府の外に かれが兵備

れは明治十八年七月に相当し、

なおこの論について付記すべきは、呉大徴の跋文中に「上下 ほぼその成稿の時期を推すことがで 訓練 亚細 ずるという政治に対する楽観主義が存在したのに対して、井上にお その「政教一致」性を高く評価したことに窺われる。すなわち元田 に対して、儒教の場合には「官府の外に僧府な」きことを挙げて、 キリスト教を排撃する場合に、その排撃の要因の一つとして、 いては西洋近代国家における政治の実状に通暁していただけに、 な道徳政治が行われる限り一般人民の絶対的な服従がおのずから生 においては徳治主義以外の政治は考えられず、天皇による王道論的 12 教の政教一致性を採用している。この事は、後述するように井上が て考え、しかもなお『離して却つて結ぶ』という意味において、 解の上に立つて、 未分離性であるのに対して、井上は近代国家における法治主義の理 すなわち元田における「政教一致」は王道論的立場における政教 立ちながら、 て元田に協力を求めた所以である。 元田が井上に親近性を感じ、 •7 パにおける国家(政治)と宗教との対立の激しさを強調するの なお相異る点は「政教一致」の性格に存するといえる。 一旦政治 (法)と宗教 井上もまた、教育勅語の起草にあたつ しかし両者が等しく儒教主義に (わが国では道徳) を離 ∄ 力。

換言すれば

るために採用されたものであつたということができる。

おける儒教主義はかかる権力ないし法の正統性を基礎付け、維持す

政治とは法治主義の政治にほかならなかつた。従つて井上に

国家権力を背後にもつ法の支配を考えてい

た

から、

かる楽観主義はなく、

史をもつて深く日本人の人心に染み込んでいるから、

ろう。 治主義のための道徳であつた。この最後の点については、 治憲法と教育勅語との関係を述べる場合により明瞭に示されるであ のちに明

上は耶蘇の浸入を防ぐ方法を訊ね、

小楠が只本を正して民心を堅く

が生ずるかも知れないということであつた。この事を教えられて井

井上においては政治の付加物であり手段であり、

わが国における法

儒教道徳は元田においては政治の精神であり目的であつたに対して、

護・拡張のために役立てようとする積極性を有している。つぎに井 うに努める消極性をもつのに対して、後者は進んで国家 支配 べきである。前者が衰退して行こうとするものを衰退せしめないよ の保

主義」とよぶならば、

井上の思想は「近代的儒教主義」とよばれる

元田の思想を「封建的儒教

このような両者の異同の上に立つて、

上の第二の思想的特長に進もう。

窺うことができる。 津に横井小楠を訪れ間答したことをみずから筆記した「沼山対話」に 関心を抱いたことは、 教に対する排斥の態度である。 「儒教を存す」において第二に注目されるのは極めて強いキリスト この対話において、 かれが幕末、 井上がキリスト教に対して早くから 肥後藩時習館居寮生時代に沼山 井上が仏教と耶蘇とはいず

パにおいて宗旨の争から大乱が発生している事実から仏教が長い歴

のを必しも排斥していない。

ただ小楠が憂えたところは、

コロッ

こで井上の強いキリスト教排斥の態度を形成する上で、安井息軒の

蘇は倫理を立てる点で仏教の害の甚しいことを説き、

耶蘇教そのも 3

れが害があるかと問うたのに対して、小楠は仏教は倫理を廃すが耶

なくば我が彼に変ずるかいずれかであり、必ず伝染するのは自然の に帰する訳柄であるから、 しさえすればよいと答えたのに対して、 両教が接触すれば彼が我に化すか、さも かれは満足せず道は必ず一

を確定するために研究をはじめるに至つたと考えられる。 勢であると論じている。こうした対話を通じて井上は政治と宗教と 近にして神怪であると感じたものである。 で聖書を読み耶蘇伝を一関し、儒教と比べて、その説くところが浅 の関係について思索を深める端緒を得て、 キリスト教に対する態度 この井上の感じ方はすで その過程

はない。従つて井上が怪力乱神を語らず現世的道徳を主とする儒教 である。つまるところ儒教は倫理説ないし政治思想であつて宗教で リスト教が理解できなかつたことは当然としなければならない。 人との間の紐帯ないし彼岸の世界における個人の魂の救済を説くキ 心事で、宗教のごときは求められるべきものではなく、従つて神と 的立場に立つ限り、 に述べたような儒教に対する絶対的な信奉態度からして当然の帰結 現実世界における人と人との間の倫理が最大関 ځ

0

£

ノアリ。

説で述べたように家永博士が教育勅語における国憲の尊重が明治憲 れたように、早くからかれの関心が注がれたところであつたが、序 ゆる国家と宗教(キリスト教)との対立・抗争の歴史的事実を挙げて を栄とす。灌油自ら盟ひ、動もすれは政府に抵抗す」といい、 政令を外視して、冥府の賞罰を仰く。勧化を忠となし、教に死する 期より遅れて成つたものであるが、修学当時の息軒の思 想 ない し か月の短期間ながら息軒の三計塾に学んでいる。『弁妄』はその時 学を修め、 年におけるキリスト教排斥の最も代表的なものの一つで、 法における いることが注目される。この点はすでに「沼山対話」 であることのほかに、「君父を仮尊として天神を真父とし、 なお井上がキリスト教を排斥する理由としてその所説が浅近・神怪 と言われている。井上は慶応三年(一八六七)横浜に行きフランス ので、キリスト教に対し、これ程の排斥論を書いた人は前後にない の記述・キリストの言行などを儒教的立場から徹底的に論難したも 『弁妄』が井上の思想に影響を与えたことが推察されるのである。 井上における「信教の自由」が内実において強いキリスト教排 五月、 つづいて同年一二月から翌慶応四年にかけて、 「信教の自由」の尊重と相通ずるものと理解されたさい 『弁妄』と題する小冊子を出版した。これは明治初 のところで触 およそ四 旧約聖書 現世の いわ

て明瞭である

計るほどに細心の注意を払つた人であることを忘れてはならない。® は、文相時代の筆になると思われるつぎの書翰案を引くことによつ かれが教育勅語発布後もこのキリスト教排斥の態度を固守したこと したことがあるように、井上は軍人勅諭案についても、 遍性を豊かにもつように意図されと見るべきであろう。 起草され、従つてそれだけにかかる立場を粉飾すべく、 上にあつてはキリスト教を排斥する思想的立場に立つて教育勅語が のものであつたとは ればならない。また「教育勅語がキリスト教を頭から撲滅すべき筈 斥を蔵するものであつたことを端的に示すものとして注意されなけ 句を単なる文字論にあらずして政略に関係するものとして割愛を (中略) 解釈できない」としても、 そのうちの 少くとも井 かつて指摘 かえつて普

思想的影響を考える必要があるかも知れない。

息軒は明治六年(一

モ可い 打破尤其一大原因ナリ。我旧慣中打破スヘキモノアリ。 却テ抱薪救火之類ナルヘシ。道徳之懷敗其原一ナラスシテ旧慣 但救治ノ策ヲ講スルニ至テ有力ナル宗教ヲ用ヰントスルニ至テ 切深至ニシテ其病源ノ因ル所ヲ論スルモ亦一々背緊ヲ得 嘆之外無之候。国家之亡徴ハ風俗之腐敗ニ在ル事ヲ説ケルハ尤痛 国病論得一覧候而即奉還候。 打破 維新已後ハ其第一ヲ打破スルノ序ニ遂ニ其第二第三ヲ セサルモ可ナルモノアリ。 何人之著二候哉其熱心其筆力俱二感 又決シテ打破スヘカラサ にルカ如 打破スル

地ニ墜ルハ亦自然ノ結果ナラザル事ヲ得ス。東西交際ノ親密ヲ要 併セテ幾ト之ヲ打破セントシタリ。 スル為ニ往々我旧慣ヲ睡薬シテ犠牲ニ供スルニ至ル。是政治家ノ 旧慣ノ美ピニ敗ル。徳義従テ

是易、賭ノ数ナルカ如シ。世間往々此ノ事ニ迷フ岩アルハ未、試ノ 尤汪意ヲ要スヘキ点ナルカ如シ。今若耶蘇教ヲ用ヰテ国教トセン カ我旧風美俗即チ孝悌ノ風教ニ傷害ヲ及ホスコトナキヲ保タンカ

風俗ノ類敗ハ上流ノ人之ヲ匡正スルニ難カラサルヘシ。所謂草加(株消) 尚之風必伏、古今一也、可徵之事実耳、唯不為也。別冊返上之序、 薬ヲ嘗ムルニ軽キ者ナリ。生ハ断シテ其ノ不可ナルヲ信ス。今日

の思想の構造は国体

上に井上の儒教観・キリスト教観を見てきたが、さらに第三の問 草々安言多罪々々頓首

鑑み、治具・民法・農士・百般は之を西洋に取り、支那の衰風を删 の構造をよく窺うに足るものは、「今日に在りて広く万国の長短を 題として「儒教に存す」におけるかれの思想の構造を考察する。こ

長である。 は儒教に対して強い傾倒を示しながらも、 て父とし、儒教を以て師とし云々」と記している箇所である。かれ り、又倫理名教の事に至ては、 とすることを明かに主張している点は、元田に比べてより著しい特 これはすでに述べたように池辺義象との交渉における明 断然天下に布き示し、古典国籍を以 わが国の古典・国籍を父

治憲法の核心としての国体の基礎付けとして古典・国籍を第一義的

崎神社宮司葦津義夫、阿波神社宮司穂積耕雲の両人が神祇官再興の

「明治二十三年の頃と覚ゆ。官幣社の神職にて筥

渡辺正順手記が、

を基礎とするわが国民道徳に普遍性を付与せんと考えたものである それを儒教によつて外護することによつて国体の永遠性および国体 対して、井上はわが国の国体をもつて唯一絶対性をもつものとし、 のがわが国体であると考え、儒教をもつて国体を説明・註解したに 性をもつ普遍的道徳であり、それを最もよく維持・体現しているも に重要視したことからもうなづける。元田が儒教をもつて唯一絶対

育勅語がその冒頭において水戸学的に「国体の尊厳を述べてあると 育の重要性を説き漢文を客とするに至つた所以を知るであろう。教 見ることができ、やがてかれが国語・国文の発達を主としてその教 その周辺を西洋の文明によつて粉飾するという性質を有していたと ころを除いては、ほとんどすべて儒教精神である」とするならば、

教育勅語の起草にあたつて水戸学に関心を示していたことは水戸の 造を如実に反映したものであると云つてよい。もとより元田永孚が それを儒教によつて包擁して「倫理名教」の領域を形成し、さらに を叙述するに当つてさらに触れることにするが、以上によつて井上 まさしく勅語は井上における「国体」および「倫理名教」の思想構 と云うことができる。この点はなお後に明治憲法と教育勅語の関係 (古典・国籍における固有の精神)を核心とし、

118

ていることによつて知られるが、元田がみずから井上宛書翰で「幸 開かん事を勧む。 非面会して密談し度き事ありと。宮司穪宜は相談の上、之を栗田博 両人は常磐神社を来訪し、談話の結果、当地の碩学栗田寛博士に是 る。 草案に明示した最初は井上であり、元田がこれに同調したものであ 然無之候」と書送つたように、勅語冒頭の水戸学的な国体の尊厳を る。 教育勅語発布の関係とす。 作つて応需とあり)なる一書を著して元田侍講に送付せり。これを に応じて、金鑑録 永孚の密旨を含み、之を栗田博士に伝へしなり。栗田博士は此の需 士に紹介したりき。これ教育勅語渙発の下準備にして、 を観察し、その時々において元田との相異に言及してきたが、ここ むしろ重点を中間の儒教的な徳自にかけ、これに対して井上は ニ首尾之文ハ貴兄之御初稿ヲ存シ有之候老拙モ素ヨリ御同案ニテ間 以上、 従つて勅語起草において元田も「国体」を重要視してはいたが、 栗田博士感奮措く事能はず、竊に余を招ぎ、教育勅語奉読会を を冒頭においてここに重点をかけていたと理解すべきである。 「儒教を存す」を中心に井上の思想的特長およびその構造 余友人亀井善述と謀り、之を開会す云々」と述べ 往。 内藤恥曳撰栗田寛碑文には神聖宝訓広義を 明治二十三年十月三十日教育勅語渙発さ 内実は元田 国

に一応の概括を試みるとつぎの如くである。

磐神社宮司は岡本正靖にして余は禰宜の職に在りき。 遊説なりと称して、我が水戸に来遊された。此の時、

壺津、

穂積の

別格官幣社常

教主義」との相異はすでに指摘した通り何故に「儒教尊重」を必要 うべきである。ただ両者における「封建的儒教主義」と「近代的儒 ものがあり、井上が元田の「儒教尊重」を教育勅語において排除 建的」と「近代的」との差別があるのではなくて、 性から単純にかれの「近代性」を云々することは許されない。 が恰も「儒教尊重」を排除・超克したかの如く考えるのは誤つて としたかという点にのみ存するのであつて、井上における「近代性」 たかの如く説くのは、勅語における井上の真意を誤解するものとい 問題点を解決しえたとして、つぎの問題点に移ろう。 家であつたと云うべきであろう。以上によつて序説に記した第一 て元田が道思想家で徳あつたに対して、井上はどこまでも政治思想 うべきであり、その性格は元田より以上に顕著である。 に思想構造という観点からは井上をもつて「(近代的) と規定するよりは、むしろ「国体主義」ないし「日本主義」ともい 「近代性」の限界を最もよく示すもので、勅語のもつ表面的な普遍 また井上のキリスト教に対する強い排斥態度は、 般的に「儒教尊重」という場合には、元田と井上との間 むしろ相通ずる かれの思想の 儒教主義 総体的に見 「封

る。

四 井上毅における明 治憲法と

教育勅語との関係

いて、教育勅語発布計画の具体化を検討するときは、かつて明かにしたか否かを歴史的・具体的に解明することである。この問題にお第二の問題点は教育勅語が明治憲法と緊密な関連性をもつて成立

Æ

ノニシテ、君臣ノ関係ト首尾相呼応スルモノトス。

藤・井上ら)から憲法制定との必然的関連性においてかかる勅語形したように山県有朋の推進によるものであつて、憲法起草者側(伊

式のものを具体化する意図はなかつた。

しかし注意すべきことは憲

憲法制定の直前に起稿したと思われる井上の自筆草稿につぎのものちも、憲法制定との関連において教育勅語に見る思想的内容のものい。憲法制定との関連において教育勅語に見る思想的内容のもの法起草者、とくに井上においては教育勅語という形式は排除しなが法起草者、とくに井上においては教育勅語という形式は排除しなが

メテ之ヲ除クベシ。之ニ反シテ此ノ首脳ヲ輔還シ若クハ之ヲ拡張モ苟トモ国家根本法ノ首脳ト矛盾シ若クハ之ヲ毀傷スルモノハ力戴シテ主権者トナス事是レナリ。凡ソ国家ノ法度其義多シト雖ト大日本帝国ノ憲法ハ何ヲ以テ首脳トナスカ、万世一系ノ皇室ヲ奉

国憲法制定ノ期ニ臨ミ、其首脳タルベキ皇室ノ主権確定セント

ル事ナレハ憲法ナリ民法ナリ之ヲ保護拡張スベ

丰

ルナリ。モノ就中此ノ父

ノ関係ノ如キハ力メテ之ヲ維持セサルベカラサ

がある

即チ臣君ニ事フルノ道ナレハ未タ家ニ孝ニシテ国ニ忠ナラサルモ夫レ家ハ小国家ニシテ父子ハ小君臣ナリ。子、父ニ事フルノ道ハ著ノ関係ヲ有スル父子ノ関係ハ力メテ之ヲ保護セサルヘカラス。世一系ノ皇室ヲ奉戴スルハ我国憲法ノ首脳タルベキトキハ之ト密

制の維持との関係がかれにおいては歴史的必然的関連性として捉え不するものである。従つて明治憲法の制定と儒教道徳ないし家父長いかに孝を中核とする儒教道徳の維持を緊要事と考えていたかを明いかに孝を中核とする儒教道徳の維持を緊要事と考えていたかを明この資料は、井上が明治憲法の制定においてその核心をなす「国

シ。

此

ラ関係

ハ我々日本人民カ千百年来ノ習慣ヲ以テ養成シタル

憲法ノ首脳ト関係アルヤト尋ヌルニ父子ノ関係是レナリト答フベ係シテ呼応ヲ相為スヲ常トス。今我国民ノ習慣上何物カ尤モ此ノ

凡ソ社会ノ事物へ其有形タリ無形タルトヲ問ハス、

相互二脈絡関

于

スヘキモノアレハ力メテ之ヲ存シ、又タ之ヲ保護セサルベカラズ。

夫レ既ニ万

情が存在し、 心に慫慂するに至つたのは、 候」と書き送り内閣の政略と見做されない形式での迅速な発布を熱 運候処万一ニモ政事上之変動等之為ニ遷延ニ至候ハ、千載之遺憾ニ 開会の時期が近づくや元田宛に「折角老台積年之御誠心ニ而是迄相 請をうけるに及んで積極的に起草に当り、さらに第一回帝国議会の は当時の政治・社会の風潮に鑑みて勅語の発布形式・内容の如何に られていることが判明する。 存候へハ此際迅速ニ発表相成候様百尺竿頭一歩之御 尽力 懇禱 奉 存 治天皇に勅語発布の内意があることを知り、 よつて政治的・社会的に重大な波紋・批難を生ずることを憂えた を訴え、起草を辞退したにかかわらず、その後元田を通じて明 国会開会前に明治憲法の観念的支柱を樹立し終ろうと かれ自身において上述のごとき内的事 かれが一旦は勅語起草の困難 かつ元田より協力の要 かれ

以上によつて教育勅語がその起草に井上毅が参加したことによつ意図したためであつたど考えられる。

語が著しく普遍性をもつて成立したと見、両者が当初において恰もと同じくかれの初稿をとどめた教育勅語の首尾とが文言・内容においてきわめて酷似している点においても容易に納得できるであろう。いてきわめて酷似している点においても容易に納得できるであろう。のいてきわめて酷似している点においても容易に納得できるであることが判明し、そのことは井上が草案を起草した「大日本帝国憲法上論」とが判断を表し、両者が当初において恰も

分こそ重視されて然るべきであつたのである。以上をもつて第二の 地当の普遍性と、一面井上が立憲的・政治的配慮からとくに意を用 相当の普遍性と、一面井上が立憲的・政治的配慮からとくに意を用 相当の普遍性と、一面井上が立憲的・政治的配慮からとくに意を用 がて付与した普遍性から成つているのであり、博士が勅語における が下学的な国体の尊厳を示した部分、およびそれをうけた末尾の部 水戸学的な国体の尊厳を示した部分、およびそれをうけた末尾の部 水戸学的な国体の尊厳を示した部分、およびそれをうけた末尾の部 水戸学的な国体の尊厳を示した部分、およびそれをうけた末尾の部 水戸学的な国体の尊厳を示した部分、およびそれをうけた末尾の部

五結語

問題点の解明を終ろう。

中的意義は重大である。井上が歴史的国体をヨーロッパ的規範であ でに序説における二つの問題点に答えながら井上の思想的性格 が、井上の場合は、かれが明治憲法・軍人勅諭・教育勅語と、明治 国家における法・権力・道徳三要素の樹立に参画し、明治国家形成 の事実上の推進力をなしていただけに、かれの思想的性格がもつ歴 の事実上の推進力をなしていただけに、かれの思想的性格がもつ歴 の事実上の推進力をなしていただけに、かれの思想的性格がもつ歴 (449)

る立憲制の採用によつて規範化し、天皇を主権者とするに当つて、

121

従つてかかる儒教道徳は明治憲法における立憲君主制の君主制 対制)的側面を保護拡張する上では適合的であつたけれども、その とは全く対蹠的な儒教道徳を観念的支柱としたことを意味している 人の自由を前提としているにかかわらず、井上はかかる自覚や自由 制ないし近代的法治主義は、その根本において個人の自覚ないし個 た。このことはわが国が当時採用せんとしていたヨーロッパの立憲 たところに、井上におけるいわゆる「近代性」の特質と限界があつ 本来、家族道徳である儒教道徳を国家道徳として拡張使用せんとし

あり、 進展、資本主義的要素の増大につれて、みずから維持せんとする儒 道徳が衰退・崩壊するに至ることは当然である。井上が市民社会の 教道徳は相依相助的な共同社会の基盤の上において成立するもので 立憲制的側面の発展を阻止する役割を担当させられた。もともと儒 立憲制的側面と相容れなかつた。相容れないというよりは、むしろ しだいに資本主義的要素、利益社会が進展するに伴つて儒教

市民社会の思想との乖離を招く結果を導くに至つたものである。 の激化とともに、 治国家の構造面に内在する君主制要素と立憲制要素との矛盾・対立 なく、それをもつて明治国家の観念的支柱としたことは、やがて明 思想面においても市民社会の進展・成熟につれて

(本稿に紹介した井上毅の「儒教を存す」の書翰を快く閲覧させ

教道徳がどのような影響を被るかについて遠く将来を見究めること

お 仲介の労をお取り下さつた小葉田淳先生に厚く御礼申上げる。な て下さつた大阪の田中良雄氏の御厚意に深く感謝するとともに、 本論は昭和三四年一一月四日読史会大会に「井上毅の思想に

1 五六編第一二号、昭和二二年一二月。 家永三郎博士「教育勅語成立の思想的性格」、『史学雑誌』第 ついて」と題して発表したさいの草稿に加筆したものである。)

三八四号、一九五六年第六号)。 ると述べている(「明治憲法体制から新憲法体制へ」、 て存在しなければならなかつたという根本的性格」を有してい 石田雄氏は「すべて明治憲法体制が必然的に教育勅語を伴 0

(絶

2

人名辞典書刊行会):『明治文化史』(文芸篇)。 以上の引用はすべて前掲家永博士論文による 『大人名辞典』(平凡社)・『新版大人名辞書』(上巻、 大日本

4

3

(5) す詞」および「小中村清矩先生小伝」。 小中村清矩遺著『有声録』所収、 「井上子爵の御霊の前に申

6 井上毅『梧陰存稿』卷一所収「言霊」。

8 第三、三一ページ。 木場貞長「森文部大臣の改革」、『明治以降教育制度発達史』

7

前揭、

「小中村清矩先生小伝」。

9 四 四一一 井上毅の皇典講究所における講演、 四五 ~ ジ。 木村匡編 『森先生伝』

10 註⑧参照、 前掲書三二ページ。

11) 森文相は能勢栄に命じて師範学校倫理教科書を編纂せしめ、

> 122 (450)

ジ)、これは本文引用とは全く無関係のようである。れた云々」とあるが(相沢煕『日本教育百年史談』一六五ペーれた云々」とあるが(相沢煕『日本教育百年史談』一六五ペース秀三郎に「小学読本」、湯本武比古に「読書入門」 の起草網

25)

資料集』

第二卷、

四三七ページ。

① 山崎正董編著『横井小楠』下巻、

造稿篇、

九〇〇一九〇三ペ

(13)

福参照

(註⑪)。

- V)所収、同書四八ページ。 小島祐馬「儒教」、(「日本人の宗教生活」、『現代宗教講座』
- 思想篇所収。

 思想篇所収。なお門人安藤定の「弁妄和解」は『明治文化全集』
 ・ おが収、なお門人安藤定の「弁妄和解」は『明治文化全集』
 ・ おが収、なお門人安藤定の「弁妄」は『日本儒林叢書』論
 ・ 黒江一郎「息軒先生晩年の書簡」(「宮崎大学学芸部紀要」第
- 第二号)参照。 第二号)参照。
- ⑱ 『近代日本とキリスト教』明治篇、一七二ベージ。
- ⑩ 註⑩拙稿参照。
- ③ 小早川秀雄「井上梧陰先生」(『元田井上両先生事蹟講演録』教諭」の著者および著作年月、いま不詳。 井上毅文書 (国学院大学所蔵)、文部省罫紙、年月日欠。「国

収)、「梧陰存稿」卷一、「国語教育」。

- 註50参照。同告五七ページ。
- 明治二三年八月二六日井上宛元田書翰、『教育勅語渙発関係北条重直『水戸学と維新の風雲』八八一八九ページ所収。
- は近く発表予定の「教育勅語草案の成立過程」を参照されたいそれをもととして起草したものと考えられる。この点に関して々」とあるが、これは井上の起草草案を受取つて(六月二八日)、元田自身の「六月二八日」草案にも「是我国ノ 体 ヲナス云
- ⑩⑪ 前掲拙稿、註⑩参照。
- 「憲法制定ノ期ニ臨ミ」とある。・ 井上毅文書(国学院大学所蔵)、太政官野紙 (八行)。文中 に
- 井上書簡、前掲『資料集』四三六―四三八ページ。 明治二三年八月二六日井上宛元田書簡、同八月二八日元田宛
- ⑨ 明治二三年一○月二二日元田宛井上書簡、前掲『資料集』四

(11)

をもつと考えられるが、これは近く発表予定の論文に譲る。 の上論草稿は井上が最初に起草した教育勅語草案と密接な関連の上論全文は鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル』二四八十二四九上論全文は鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル』二四八十二四九上論全文は鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル』二四八十二四九上論全文は鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル』二四八十二四九上論を表示のと論となつた。の上論は枢密院会議に附せられたる草案たる「憲法説明」

Reclamation and Fishermen

—— in the case of *Kojima* Bay 児島湾 in the *Okayama* 岡山 Prefecture ——

by

Shôgo Yuihama

Land reclamation or land drainage in response to the demand of developing the land is naturally contradictory to the coastwise-fishery. Has this contradiction been fully reasonablly conquered? And aren't villages sacrificed? Investigation of the nature in the former drained lands has the great importance in the future land drainage. In this article the Kojima 児島湾 Bay in the Okayama 岡山 prefecture is taken as a characteristic example of land drainage on a large scale in Japan. Here all the problems are concentrated, in which there are defects in those arrangement by both executors and fishermen, especially in the influence of establishing factories by successful drainage on fishery. This article treats the history of sea villages' attitude to drainage, based on the information of fishing, villages, and tries to make clear the point by evaluating synthetically its process and result, omitting the fields of natural geography.

Kowashi Inoue's 井上毅 Character of Thought

by

Noboru Umetani

Kowashi Inoue, chief drafter of the Meiji Constitution and the Imperial Rescript on Education, has generally been understood as an absolutist politician. On what idea in real did he draft these documents? What was his system or structure of thought then? These questions are importance to understand the historical process in forming interdependently the system of Meiji Constitution and its thought on Tennoism (Imperial Rescript on Education). Heretofore no material has been found on his structure of thought in original or on a united conception of forming the Meiji Constitution and the Imperial Rescript

on Education. I have paid my attention for years his long draft 'Jukyo o son su'儒教を存す in Inoue's documents as a former material. As recently it is clear that his letter owned by Mr. Yoshio Tanaka 田中吉雄 falls under it, I try to introduce it, to make clear the importance and fact that Inoue wanted to respect or maintain the Confucian ideas, and to weigh his against Eifu Motoda 元田永孚's idea. Then this article proves concretely his support of Confucian ideas in close relation with the Constitution and his draft of the Imperial Rescript, and his insufficient grasp on de loping trend of constitutional aspect in the Meiji Constitution or of civil society.

The Japanese Foreign Policy during the Sino-French War in 1884 by Tzer-chou Peng

Even though Japan forced Korea to sign a peace treaty in 1882, China, by sustaining her suzerainty, continued to exercise strong over Korea. If the Japanese Government had attempted to conquer Korea at this time, China and Japan would probably have drifted into war. For this reason, the Minister of Foreign Affairs of the Japanese Government *Kaoru Inoue* considered his policy toward Korea with care, and made up his mind to make every possible effort to talk peace with China.

Unfortunately, the Sino-French war broke out in 1884, and French forces not only occupied the most important seaport of the northern part of Taiwan, but entirely destroyed the shipyard at Ma-wei, Foochow. Following the military defeat, the Chinese Government nearly lost confidence in her ability to defend her sea fronts, and fall into a dangerous situation; needless to say, she had not enough military power to control Korea too. *Inoue* had observed the changes in the Asia international situation for a long time, and now he seized the favourable opportunity to change his peace foreign policy, abolishing the feudal relation between Korea and China. Following this, the Japanese ambassador *Takezoe* in Seoul joined with the Progressive Party of